

平成25年度 第1回 富士見市入札監視委員会 議事概要

| | |
|-------------|---|
| 開催日時及び場所 | 平成25年10月24日(木) 14時00分(委嘱状交付式) 市長応接室 14時15分(入札監視委員会) 分館会議室 |
| 出席委員の氏名及び職業 | 委員長 山下 勇一 (埼玉大学 経済学部教授) 委員 尾崎 晴男 (東洋大学 総合情報学部教授) 委員 平岡 直也 (あおい総合法律事務所 弁護士) |
| 事務局等職員 | 総合政策部長 斉藤新太郎 契約検査課長 新山司 副課長 本多忠嗣 |
| 会議次第 | I 委嘱状交付式 1 委嘱状交付 2 市長挨拶 II 第1回入札監視委員会 1 開会(契約検査課長) 2 挨拶(総合政策部長) 3 議事 (1) 富士見市入札監視委員会条例について (2) 委員長の選出について (3) 委員長職務代理者の選出について (4) 富士見市入札監視委員会運営要領の制定について (5) その他 4 閉会(契約検査課長) |

議事の経過

| 主な意見・質問等 | 内容・説明等 |
|--|--|
| (1) 富士見市入札監視委員会条例について | 事務局 ：条例について説明を行った。 |
| (2) 委員長の選出について | 委員の互選により、山下委員を委員長に決定した。 |
| (3) 委員長職務代理者の選出について | 山下委員長の指名により、尾崎委員を委員長職務代理者に決定した。 |
| (4) 富士見市入札監視委員会運営要領の制定について | 事務局 ：運営要領について説明を行った。 |
| 委員 ：これは、従前の運営要領と同じ内容か。公表の対象となる第9条と公表をしなくてもよい第3条第4号の答申又は勧告はどのような違いがあるのか。 | 事務局 ：同様の内容になっている。審議対象となる入札案件に係ること、入札制度等全体に係る答申又は勧告に分けている。 |
| 委員 ：第3条第4号について、公表を明記していない | 事務局 ：告示が必要となる重要な案件から軽微なもの |

| | |
|--|---|
| <p>いのは、何か公表しない事例の想定があるのか。</p> <p>委員長：条例第11条では、運営要領と明記していないが、他に想定はあるのか。</p> <p>委員長：工事・関連業務委託の随意契約の審議対象範囲については、従前は入札を実施した案件のみであったが、当初から随意契約の案件も含められないか。また、事務局が管財課から契約検査課に変わった経緯は。</p> <p>委員長：契約検査課で把握出来ていない審議対象となる随意契約は無いか。</p> <p>委員：追加工事も130万円を超えた場合は入札をしているのか。</p> <p>(5) その他</p> <p>事務局：今年度中に平成24年度下半期と平成25年上半期の2回案件審議を予定している。次回は11月中旬以降で実施したい。</p> | <p>まで様々な事例が想定されるため、一律に公表としなかった。ただし、議事概要は公表するので、議事概要から内容の把握はできる。</p> <p>事務局：現在、想定しているものは無いが、今後の委員会において、定めが必要となる場合があるので限定しなかった。</p> <p>事務局：工事・関連業務委託の随意契約は、運営要領第5条1号～2号に基づき、工事にあつては130万円、関連業務委託にあつては50万円を超える案件は全て審議の対象に含める。昨年度まで事務局であった管財課は、工事担当部門と入札検査部門が一緒であり、入札検査部門の独立性を保つために管財課から分離して、契約検査課として新設した。その結果、事務局は契約検査課が引き継いだ。</p> <p>事務局：工事の追加契約は把握出来ていないものがあるので把握出来るようにする。抽出案件について追加契約があれば130万円以下であっても併せて審議を行う。</p> <p>事務局：工事を施工中の業者に発注することが合理的である場合は随意契約としている。</p> <p>各委員の相談により、11月20日午前9時30分より第2回入札監視委員会を開催することが決定した。</p> |
|--|---|